

入札説明書等に対する質問回答書

「日光・奥日光地域における有害鳥獣捕獲委託事業【R4 明許】」

質問事項	回答事項
<p>・本業務をおこなうにあたって、捕獲許可や1002号線の通行許可以外に必要な許認可申請は何があげられますか。</p>	<p>・基本的にはありません。</p>
<p>・本業務契約後に、作業従事者あるいは捕獲従事者を追加することは可能でしょうか。</p>	<p>・協議により判断します。 競争参加確認申請書と同様に作業従事者及び捕獲従事者の資格等確認できる資料、追加が必要となった理由を提出していただき、判断します。</p>
<p>・貸与されたセンサーカメラが盗難等にあった場合、発注者からの追加のセンサーカメラを貸与いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>・盗難等原因が受託者側にはない場合には、追加貸与を認めます。</p>
<p>・過去にツキノワグマやニホンカモシカが錯誤捕獲されたことはありますか。</p>	<p>・過去にツキノワグマの錯誤捕獲がありました。</p>
<p>・ツキノワグマやニホンカモシカが錯誤捕獲された場合の対応は決まっていますか。</p>	<p>・共通仕様書 2.10 に錯誤捕獲の対応が決められています。</p>
<p>・埋設穴(18 m³)は1つの穴を想定していますか。</p>	<p>・埋設穴の数は指定しませんが、特記仕様書に記載されているとおり、日光地域(18 m³)、奥日光地域(18 m³)を掘削することとします。</p>
<p>・埋設穴の管理方法についてですが、一度掘削した埋設穴に死体を投棄したのちに、消石灰と土で覆って、埋設穴を繰り返し使う方法でよろしいでしょうか。</p>	<p>・一度掘削した埋設穴を繰り返し使う方法となります。</p>
<p>・捕獲個体の処理について埋設と定められていますが、埋設穴周辺でツキノワグマが居つくなどの場合には、周辺の焼却施設等への搬入に変更することは可能でしょうか。</p>	<p>・協議により判断します。 自治体の指示に従って焼却施設等への搬入ができるかどうか判断基準となります。</p>